Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 145 2016年02月26日

カンボジアを指定する国際登録:使用宣言書の提出

カンボジア当局は WIPO の国際事務局にカンボジアを指定する国際登録は商標の実際使用の宣言書を提出する必要があることを通知しました。
つきましては、カンボジアを指定する国際登録の所有者は証拠を添えて使用宣言書を提出しなければなりません。かかる宣言書はカンボジア当局に直接提出しなければならず、その提出期限は以下の通りです。

＊ カンボジアにおいて商標の保護が許可された日から 5 年経過後 1 年以内
＊ 国際登録の更新日から 5 年経過後 1 年以内

使用宣言書を提出できない場合は、不使用の理由を述べて不使用宣言書を提出することができます。これらの宣言書を提出しなかった場合、カンボジア当局は職権でカンボジア指定の失効を宣言することができます。

(出典:WIPO)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。